

釧路公立大学における競争的研究費等に関する不正防止計画

釧路公立大学における競争的研究費等を適正に運用及び管理し、不正を発生させる要因を把握するために「公立大学法人釧路公立大学における競争的研究費等の取扱いに関する規程」第6条の規定に基づき、次のとおり不正防止計画を策定する。

項目	不正発生要因	不正防止計画
責任体系の明確化	競争的研究費等の運用に関する認識不足のため、管理運営体制が明確化していない。	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営についての責任体制を明確にし、ホームページで学内外に公表する。
適正な運営・管理の基礎となる環境整備	運営・管理状況の把握が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> 適正に管理運営するため、不正防止計画推進室を設置する。 財務に関する事務の執行及び推進室の業務について内部監査を実施する。
	相談窓口・告発窓口がわからない。	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口を経営企画課、告発窓口を学生課に設置し、ホームページで学内外に公表するなど周知徹底を図る。
	コンプライアンスに対する関係者の意識の低下、認識の甘さがある。	<ul style="list-style-type: none"> 学内関係規程や競争的研究費に関連する諸規程について説明会やホームページ等を通じて周知徹底を図る。 研究倫理教育等を実施する。 競争的研究費等に関わる教職員に対して関係ルールを遵守する旨の誓約書の提出を求める。
競争的資研究費の適切な運営・管理活動	研究者による発注・検収を行うことにより、業者との癒着・預け金等の不正が生じやすくなる。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として発注は経営企画課が行う。 納入物品は、経営企画課において確実に検収する。 癒着を防止するため、不正な取引に関与した業者への取引停止に関するルールを定め周知し、誓約書の提出を求める。
	出張行程の事実確認が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> 事前申請とし、出張届を提出する。 出張した事実が確認できる書類等及び出張報告書を提出する。
	謝金の事実確認が不十分。	<ul style="list-style-type: none"> 出勤簿を経営企画課が管理し、必要に応じて勤務実態を確認する。 謝金は本人口座に振込む。
モニタリングの充実	不正使用発生要因に着目したモニタリングが不十分。	<ul style="list-style-type: none"> 不正防止計画推進室は、常に競争的研究費等に係る不正を発生させる要因の把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、その見直しを図る。